

岩倉市住宅嵩上等浸水対策事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、浸水による家屋の被害を防止又は軽減するため、浸水対策を実施する者に対し、予算の範囲内において岩倉市が交付する住宅嵩上等浸水対策事業補助金（以下「補助金」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「浸水防止施設」とは、浸水による家屋の被害を防止し、又は軽減するための塀等で、別表第1に定めるものをいう。

(補助の対象)

第3条 補助金の対象となる工事は、岩倉市内において現に居住の用に供している家屋で、浸水による家屋の被害が発生するおそれがあると市長が認める地域内における住宅嵩上工事又は浸水防止施設の設置工事（以下「浸水対策工事」という。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合については、補助金の交付対象としない。

(1) 家屋の新築（大規模な改築を含む。）に伴い、浸水対策工事を行う場合

(2) 土地家屋の売買を業とする者が、営利を目的として所有している住宅に浸水対策工事を実施する場合

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が補助金の交付を不適當と認めた浸水対策工事である場合

(補助対象者)

第3条の2 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 前条第1項に該当する地域に存する住宅の所有者（現にその住宅に居住する者で、所有者の同意を得られる者を含む。）又はその相続人であること。

(2) 市税等（市税（岩倉市税条例（昭和46年岩倉市条例第

4 2 号) 第 3 条に規定する普通税、岩倉市都市計画税条例 (昭和 4 6 年岩倉市条例第 4 3 号) 第 1 条第 1 項に規定する都市計画税及び岩倉市国民健康保険税条例 (昭和 4 6 年岩倉市条例第 4 4 号) 第 1 条第 1 項に規定する国民健康保険税をいう。) 並びにその督促手数料、延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費をいう。) を滞納していない者であること。

(3) 岩倉市暴力団排除条例 (平成 2 4 年岩倉市条例第 2 2 号) 第 2 条第 1 号に規定する暴力団 (以下「暴力団」という。) 若しくは同条第 2 号に規定する暴力団員 (以下「暴力団員」という。) 又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(補助金の額)

第 4 条 補助金の額は、別表第 2 に定めるとおりとする。

(交付申請)

第 5 条 補助金の交付を受けようとする者は、あらかじめ岩倉市住宅嵩上等浸水対策事業補助金交付申請書 (様式第 1) に次の書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 施工位置図
- (2) 計画書 (見積書及び図面)
- (3) 市税等の完納を証明できるもの
- (4) 現況写真
- (5) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第 6 条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書 (様式第 2) により通知するものとする。

(事業内容の変更等)

第 7 条 補助金の交付決定を受けた者が当該決定に係る事業の内容を変更し、又は事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、岩倉市住宅嵩上等浸水対策事業補助金変更承認申請書 (様式第 3) により市長の承認を得なければならない。

(実績報告)

第 8 条 浸水対策工事が完了したときは、速やかに岩倉市住宅嵩上等浸水対策事業補助金実績報告書（様式第 4）に次の書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 領収書の写し
- (2) 完了写真
- (3) その他市長が必要と認める書類
（補助金の交付）

第 9 条 市長は前条の実績報告書を受理したときは、速やかに検査を行い適当と認めるときは、岩倉市住宅嵩上等浸水対策事業補助金交付請求書（様式第 5）による請求に基づき、補助金を交付する。

（決定の取消し等）

第 10 条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正の行為により補助金交付の決定を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件その他法令又はこの要綱に違反したとき。
- (3) その他市長が補助金の交付を不適當と認めたとき。

（雑則）

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 2 条関係）

浸水防止施設

名 称	内 容
浸水防止塀	ブロック塀等で宅地への浸水を防止する施設（ポンプ等の排水設備を含む。）ただし、原則として、ブロック塀等は道路からの高さ 60 センチメートル以下かつ組積造の部分が 40 センチメートル以下とする。
浸水防止板	(1) 宅地、建物等の出入口に設置する板により、浸水を防止するための施設で、取外し又は移動が可能なもの（関連工事により打設する土間コンクリートを含む。） (2) 建物の換気口等に設置する板等

別表第 2（第 4 条関係）

補助金の額

種 目	補助金の額
住宅嵩上工事	その事業の工事費の 2 分の 1 とし、その補助する金額が 300 万円を超えるものについては、300 万円を限度とする。
浸水防止施設 設置工事	浸水防止施設の設置に要した工事費、または、浸水防止施設の長さ 1 メートル当たり 2 万円を乗じて得た額（1 メートル未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた長さ）のいずれか少ない額の 2 分の 1 の額

	とし、30万円を限度とする。
--	----------------

備考 千円未満の端数は切り捨てるものとする。